

教育職員免許状授与資格の取得に関する規程新旧対照表

改正前		改正後																					
(前略)		<p>附則</p> <p>この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、施行日前に入学した者で従前の課程により授与資格を取得しようとする者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>																					
別表第1 (略)		別表第1 (同左)																					
別表第2 大学院		別表第2 大学院																					
下記免許状の授与資格を得させる課程(大学院の課程)として認定を受けた研究科・専攻	取得することができない免許状の種類	下記免許状の授与資格を得させる課程(大学院の課程)として認定を受けた研究科・専攻	取得することができない免許状の種類																				
(略)		(同左)																					
工学 研究科	<table border="1"> <tr><td>社会基盤工学専攻</td></tr> <tr><td>都市社会工学専攻</td></tr> <tr><td>都市環境工学専攻</td></tr> <tr><td>建築学専攻</td></tr> <tr><td>機械理工学専攻</td></tr> <tr><td>マイクロエンジニアリング専攻</td></tr> <tr><td>航空宇宙工学専攻</td></tr> <tr><td>原子核工学専攻</td></tr> <tr><td>材料工学専攻</td></tr> <tr><td>電気工学専攻</td></tr> <tr><td>電子工学専攻</td></tr> <tr><td>材料化学専攻</td></tr> <tr><td>物質エネルギー化学専攻</td></tr> <tr><td>分子工学専攻</td></tr> <tr><td>高分子化学専攻</td></tr> <tr><td>合成・生物化学専攻</td></tr> <tr><td>化学工学専攻</td></tr> </table>	社会基盤工学専攻	都市社会工学専攻	都市環境工学専攻	建築学専攻	機械理工学専攻	マイクロエンジニアリング専攻	航空宇宙工学専攻	原子核工学専攻	材料工学専攻	電気工学専攻	電子工学専攻	材料化学専攻	物質エネルギー化学専攻	分子工学専攻	高分子化学専攻	合成・生物化学専攻	化学工学専攻	高等学校教諭専修免許状(工業)	工学 研究科	<table border="1"> <tr><td>原子核工学専攻</td></tr> </table>	原子核工学専攻	高等学校教諭専修免許状(工業)
社会基盤工学専攻																							
都市社会工学専攻																							
都市環境工学専攻																							
建築学専攻																							
機械理工学専攻																							
マイクロエンジニアリング専攻																							
航空宇宙工学専攻																							
原子核工学専攻																							
材料工学専攻																							
電気工学専攻																							
電子工学専攻																							
材料化学専攻																							
物質エネルギー化学専攻																							
分子工学専攻																							
高分子化学専攻																							
合成・生物化学専攻																							
化学工学専攻																							
原子核工学専攻																							
(略)		(同左)																					